

四日市市告示第122号

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成26年四日市市告示第471号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>個別避難計画</u> 避難行動要支援者から得た情報を利用して、災害において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。</p> <p>(名簿情報の利用)</p> <p>第7条 避難支援等関係者は、第5条の規定により提供を受けた名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。</p> <p>(1) <u>個別避難計画</u>の作成及び整備</p> <p>(2)から(3)まで (略)</p> <p>(実施主体、事務文担等)</p> <p>第12条</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健康福祉部 <u>福祉総務課長</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>避難支援に関する個別計画</u> 避難行動要支援者から得た情報を利用して、災害において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。</p> <p>(名簿情報の利用)</p> <p>第7条 避難支援等関係者は、第5条の規定により提供を受けた名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。</p> <p>(1) <u>避難支援に関する個別計画</u>の作成及び整備</p> <p>(2)から(3)まで (略)</p> <p>(実施主体、事務文担等)</p> <p>第12条</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 健康福祉部 <u>健康福祉課長</u></p>

(3) (略)	(3) (略)
---------	---------

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(危機管理統括部危機管理課)